

一、商品の品質

商品の品質の規定については、主に民法および商品検査法があります。下記の通り説明します。

(一) 民法

民法には主に売主が負担すべき目的物に対する瑕疵担保責任を規定しています。その主な規定は以下の通りです。

1. 目的物に対する瑕疵担保責任

目的物の売主は、買主に対して、その目的物が民法の規定に基づき買主へ危険を移転させる際に、その価値を滅失または減少させる瑕疵がなく、かつその通常の効用もしくは契約の期待効用を滅失または減少させる瑕疵がないことについて保証しなければなりません。ただし、その減少の程度が重要でない場合は、瑕疵と見なされません。売主は、その目的物が危険移転の際に、その保証された品質を備えていることについても保証しなければなりません。

2. 効力

- (1) 売買の際に目的物に瑕疵があることにより、売主が民法の規定に基づき担保責任を負うべき場合、買主はその契約の解除またはその代金の減額を要求することができます。ただし、状況によって、契約の解除が明らかに公平さを失うと考えられる場合、買主は代金の減額のみを請求することができます。
- (2) 売買の目的物に、売主が保証した品質が欠如している場合、買主は契約の解除または代金減額の請求をせず、代わりに不履行の損害賠償を請求することができます。売主が故意に目的物の瑕疵を告知しない場合でも同様とします。

(二) 商品検査法

商品検査法は、商品が安全、衛生、環境保護およびその他の技術法規または基準に沿うよう推進することによって、消費者の権利を保護し、経済の正常な発展を促進するために、制定されたものです。

1. 検査されるべき商品

台湾において販売される商品については、經濟部標準検査局が公告した種類、品目に応じて、商品検査法に基づき検査を行わなければなりません。

2. 例外規定

検査を施されるべき商品が、下記状況のいずれかに該当する場合は、検査を免除できます。

- (1) 輸入商品に検査免除の互惠協定がある原産国の政府より発行された検査合格証明書が有る場合。
- (2) 各国の駐台大使館・領事館または外交免税権を有する人員が私用のために輸出入する場合。
- (3) 非売品の自家用品、商業サンプル、展示品または研究開発のテスト用の物品を輸出入する場合。
- (4) 輸入または国内で生産・製造された商品を加工、組立てに供した後に輸出、または元の商品をそのまま再輸出する場合。
- (5) 輸入または国内で生産・製造され、検査を施されるべき商品の部品が加工、組立て用に供され、その検査が加工、組立て後の完成品で実施されなければならない、かつ検査基準がその完成品の検査基準と同様である場合。

- (6) 輸入または国内で生産・製造された商品が軍事用に供され、かつ国防部の各直属機関の公文書の証明が付いている場合。
- (7) 輸入または国内で生産・製造された商品で、緊急時の人道援助の物資に供され、かつ関連の政府機関の証明書類を取得した場合。

二、商品の標示

商品標示法は、商品の正確な標示の促進、企業経営者の信用および名誉の維持、消費者の権利の保障、および良好な商業規範の構築のために、特別に制定されたものです。商品が台湾において販売される際には商品標示法により標示を行うものとし、主たる規定は以下の通りです。

(一) 基本原則

1. 商品の標示は、顕著性および標示内容の一致性を備えなければなりません。
2. 商品の標示には、以下の状況があってはなりません。
 - (1) 虚偽不実であることまたは人に誤解されやすいこと。
 - (2) 法律で強制または禁止される規定に違反すること。
 - (3) 公の秩序または良俗に反すること。

(二) 標示に使用される文字

商品の標示に使用される文字は中国語を主とし、英語またはその他の外国語を補助とすることができます。商品の標示事項について中国語での適切な標示が困難な場合は、国際的に通用できる文字または符号で標示することができます。

(三) 商品が市場に流通するとき、生産、製造または輸入者は以下の事項を標示しなければなりません。

1. 商品の名称
2. 生産・製造者の名称、電話、住所および商品の原産地。輸入商品に属する場合は、輸入者の名称、電話および住所
3. 商品の内容：
 - (1) 主要な成分または材料
 - (2) 正味重量、容量、数量または度量等。その正味重量、容量または度量は、法定の度量衡単位を標示しなければならず、必要な場合は、その他の単位を追加注記できます。
4. 国暦または西暦の製造期日。ただし、時効性がある場合は、有効な日付または有効な期間を追加注記しなければなりません。
5. その他中央管轄官庁の規定により、標示すべき事項。

(四) 販売業者は、本法の規定に基づいた標示がなされていない商品を販売または販売の意図で陳列してはなりません。

(五) 罰則

本法の規定に違反した場合、管轄官庁は期間内の改正または陳列、販売の停止等を要求できます。期間満了後に行った場合は、過料を科し、かつ回数に応じて改正または陳列、販売を停止するまで連続的に処罰することができます。その状況が重大な場合は、営業停止または閉鎖等を命ずることもできます。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。